

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則..... (情報政策課) 62

告 示

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の一部改正..... (治山課) 62
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の廃止..... (治山課) 62
○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 62
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 62

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定..... (維持管理防災課) 63

道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程..... 63

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第1 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の項中「及び第41条第1項」を「、第41条第1項及び第53条」に、「限る。）」を「限る。）並びに第56条及び第66条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

告 示

北海道告示第731号

平成13年北海道告示第1315号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 の事項を次のように改める。

2 削除

北海道告示第732号

平成21年北海道告示第197号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）は、廃止する。

平成29年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北竜町役場の掲示場に掲示した。

平成29年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成29年農林水産省告示第2055号
- 2 所在が不明な者 株式会社 竜西農場、浅野 茂樹、川上 弘子、川上 英樹、大橋 康男、大橋 ヨネ、伊藤 誠一、中尾 壽之、吉田 諭

北海道告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 発足線 岩内郡共和町発足559番1地先から 平成29.12.26
同郡共和町発足222番26地先まで

公 表																									
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成29年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>水 系 名</td><td>河 川 名</td><td>閲 覧 場 所</td></tr><tr><td>二級河川福島川</td><td>福 島 川</td><td>北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所</td></tr><tr><td>二級河川知利別川</td><td>知利別川</td><td>北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所</td></tr><tr><td>二級河川興部川</td><td>興 部 川</td><td>北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び興部出張所</td></tr></table>		水 系 名	河 川 名	閲 覧 場 所	二級河川福島川	福 島 川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所	二級河川知利別川	知利別川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所	二級河川興部川	興 部 川	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び興部出張所												
水 系 名	河 川 名	閲 覧 場 所																							
二級河川福島川	福 島 川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所																							
二級河川知利別川	知利別川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所																							
二級河川興部川	興 部 川	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び興部出張所																							
道 企 業 管 理 規 程																									
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年12月26日 北海道公営企業管理者 浦 本 元 人 北海道企業管理規程第 7 号 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。 (4) 第 4 号の作業 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第12条の 6 第 2 項から第 4 項までの規定による額 別表第 2 を次のように改める。 別表第 2（第 4 条関係） <table><tr><th colspan="2">危険作業の区分</th></tr><tr><td>第 1 号</td><td>1 特別高圧 2 回線支持物において、 1 回線停電して行う作業 2 屋外母線及び鉄構等における宙乗り作業 3 爆発、火災、震災、その他天災及び主要機器等の焼損事故の際における消火及び非常作業 4 地上及び水面上 5 メートル以上の足場の不安定な場所での作業</td></tr></table>		危険作業の区分		第 1 号	1 特別高圧 2 回線支持物において、 1 回線停電して行う作業 2 屋外母線及び鉄構等における宙乗り作業 3 爆発、火災、震災、その他天災及び主要機器等の焼損事故の際における消火及び非常作業 4 地上及び水面上 5 メートル以上の足場の不安定な場所での作業																				
危険作業の区分																									
第 1 号	1 特別高圧 2 回線支持物において、 1 回線停電して行う作業 2 屋外母線及び鉄構等における宙乗り作業 3 爆発、火災、震災、その他天災及び主要機器等の焼損事故の際における消火及び非常作業 4 地上及び水面上 5 メートル以上の足場の不安定な場所での作業																								
	<table><tr><td></td><td>5 傾斜30度以上の水圧管及び隧道内部における作業又は監督 6 取水塔周辺及び溢流ゲート前面の砕氷作業 7 深さ 3 メートル以上の仮設掘削溝内における作業及び監督</td></tr><tr><td>第 2 号</td><td>1 水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業 2 雨中のディスコン棒による開閉作業、その他雨中の活線作業 3 充電中の線路の下における添架線作業 4 活線近接作業 <table><tr><td>電圧（キロボルト）</td><td>100</td><td>60</td><td>20～10</td><td>6 ～ 3</td></tr><tr><td>距離（メートル）</td><td>2.5</td><td>1.4</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr></table>備考 近接距離は、この表以下とする。 巡視は、含まない。 5 天井クレーン走行下及びエレベーターゲージ下における作業及び監督</td></tr><tr><td>第 3 号</td><td>1 重量物運搬作業 (1) 器具を用いて行う次の作業における運搬 ア 主要機器の大規模な分解補修作業 イ 20キロボルト以上のしゃ断器の一部分解作業 (2) 人力のみによる 1 個重量80キログラム以上の運搬 2 暴風雨雪の際の特に危険と認められる屋外作業 3 水上におけるじんかい除去作業 4 ダム及び建家屋上における雪庇除去作業 5 ドラフトゲートの砕氷作業 6 運転中のバーレル内における危険な作業 7 器機の補修又は改造時における熔接作業 8 配水管路弁柵内における作業 9 浄水池スラッジ除去作業 10 試薬調整時における有毒薬物取扱作業</td></tr><tr><td>第 4 号</td><td>北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第12条の 6 第 1 項各号に掲げる作業</td></tr></table> 別記様式中「<table><tr><td>1 号</td><td>2 号</td><td>3 号</td></tr></table>」を「<table><tr><td>号</td><td>号</td><td>号</td></tr></table>」に改める。 附 則 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の北海道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年11月 1 日から適用する。		5 傾斜30度以上の水圧管及び隧道内部における作業又は監督 6 取水塔周辺及び溢流ゲート前面の砕氷作業 7 深さ 3 メートル以上の仮設掘削溝内における作業及び監督	第 2 号	1 水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業 2 雨中のディスコン棒による開閉作業、その他雨中の活線作業 3 充電中の線路の下における添架線作業 4 活線近接作業 <table><tr><td>電圧（キロボルト）</td><td>100</td><td>60</td><td>20～10</td><td>6 ～ 3</td></tr><tr><td>距離（メートル）</td><td>2.5</td><td>1.4</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr></table> 備考 近接距離は、この表以下とする。 巡視は、含まない。 5 天井クレーン走行下及びエレベーターゲージ下における作業及び監督	電圧（キロボルト）	100	60	20～10	6 ～ 3	距離（メートル）	2.5	1.4	1.0	0.8	第 3 号	1 重量物運搬作業 (1) 器具を用いて行う次の作業における運搬 ア 主要機器の大規模な分解補修作業 イ 20キロボルト以上のしゃ断器の一部分解作業 (2) 人力のみによる 1 個重量80キログラム以上の運搬 2 暴風雨雪の際の特に危険と認められる屋外作業 3 水上におけるじんかい除去作業 4 ダム及び建家屋上における雪庇除去作業 5 ドラフトゲートの砕氷作業 6 運転中のバーレル内における危険な作業 7 器機の補修又は改造時における熔接作業 8 配水管路弁柵内における作業 9 浄水池スラッジ除去作業 10 試薬調整時における有毒薬物取扱作業	第 4 号	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第12条の 6 第 1 項各号に掲げる作業	1 号	2 号	3 号	号	号	号
	5 傾斜30度以上の水圧管及び隧道内部における作業又は監督 6 取水塔周辺及び溢流ゲート前面の砕氷作業 7 深さ 3 メートル以上の仮設掘削溝内における作業及び監督																								
第 2 号	1 水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業 2 雨中のディスコン棒による開閉作業、その他雨中の活線作業 3 充電中の線路の下における添架線作業 4 活線近接作業 <table><tr><td>電圧（キロボルト）</td><td>100</td><td>60</td><td>20～10</td><td>6 ～ 3</td></tr><tr><td>距離（メートル）</td><td>2.5</td><td>1.4</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr></table> 備考 近接距離は、この表以下とする。 巡視は、含まない。 5 天井クレーン走行下及びエレベーターゲージ下における作業及び監督	電圧（キロボルト）	100	60	20～10	6 ～ 3	距離（メートル）	2.5	1.4	1.0	0.8														
電圧（キロボルト）	100	60	20～10	6 ～ 3																					
距離（メートル）	2.5	1.4	1.0	0.8																					
第 3 号	1 重量物運搬作業 (1) 器具を用いて行う次の作業における運搬 ア 主要機器の大規模な分解補修作業 イ 20キロボルト以上のしゃ断器の一部分解作業 (2) 人力のみによる 1 個重量80キログラム以上の運搬 2 暴風雨雪の際の特に危険と認められる屋外作業 3 水上におけるじんかい除去作業 4 ダム及び建家屋上における雪庇除去作業 5 ドラフトゲートの砕氷作業 6 運転中のバーレル内における危険な作業 7 器機の補修又は改造時における熔接作業 8 配水管路弁柵内における作業 9 浄水池スラッジ除去作業 10 試薬調整時における有毒薬物取扱作業																								
第 4 号	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第12条の 6 第 1 項各号に掲げる作業																								
1 号	2 号	3 号																							
号	号	号																							

2 この規程の施行の際現にこの規則による改正前の北海道企業職員給与規程別記様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、改正後の規程別記様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
